



には特にメリットが大きいと
思います。

電子申請の推移について

電子申請の制度自体の法的な根拠となっているのは平成15年に施行された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」です。これ15年以上も歴史があることになります。その間の申請等の件数について、労働基準法関係の手続きとして一番オーソドックスな36協定につ

電子申請の手続き簡素化

令和3年4月1日から労働基準法関係の申請や届出を電子申請で行う際、今まで要件とされていた電子署名・電子証明書の添付の省略が認められるようになりました。

近年は「電子申請をやってみたいと思うのだけど」と監督署への問い合わせも徐々に増えてきましたが、そもそも電子署名と電子証明書を省略できると言わってもピンとこない方が大勢いらっしゃるのではないか。今回は電子申請の手続き簡素化をテーマに話をしてみたいと思います。

■そもそも電子申請とは
一言で言つてしまえば、紙

自宅や職場のパソコンを使っていつでもできるようにしたものです。メリットとしては電子署名と電子証明書を省略できること、ネットワーク環境下にあればどこからでも手続きができる、そしてご自身のパソコンから状況がいつでも確認できることです。監督署の開庁時間にはなかなか来れないことが多いので、多店舗展開しており複数の監督署へ書類の届出が必要な方

この1年での急激な件数の増加は、間違いなく新型コロナウイルスの感染拡大による影響だと思われます。

令和3年4月からの改正点について

電子申請の普及拡大のため行政側でも、ということです。令和3年4月1日から始まったのが、冒頭でも触れた電子署名・電子証明書の添付の省略です。紙でいうところの、電子署

る印鑑を作つて、その印鑑を役所に登録して、登録した役所から「この印鑑は○○社のもので間違いない」という証明書を出してもらつて、という手続きを踏んでいたのが、令和3年度以降は不要となつたわけです。いざ電子申請を行つ際には e-gov の

(<https://www.e-gov.go.jp/>)

というサイトを使つていただすことになりますが、利用登録をして、アカウントを作つてしまえば手続き自体は可能になつたわけで、昨年度以前に比べると手続き 자체は大幅に簡素化されていると思います。

名は印鑑、電子証明書は印鑑証明書によく例えられます。令和3年4月1日からは36協定などの労働基準法関係の届出を紙で出していただく際にも署名押印は不要になります。たが、電子申請についてもそれと足並みをそろえる形での改正がなされたわけです。

アノログな例えになつてしまいますが、令和2年度まで電子申請をしようと思ったら、まずはパソコン上で使え

ます。e-gov のサイト上ではアカウントさえ作つてしまえば、マイページ上で届出書類作成の疑似体験もできるようになっています。なんとなく難しそうだなと思われるが、がちな電子申請ですが、まずは試しに e-gov のアカウント作成と、今お手元にある36協定の情報を入力してみて、電子申請がどのようなものか体験してみてはいかがでしょうか。